

# 一般社団法人広島県中小企業診断協会 綱紀規程

## 1. 目的

この規程は、一般社団法人広島県中小企業診断協会（以下「本会」という）の目的及び事業の円滑な推進並びに会員の倫理の高揚を図るため、会員の懲戒に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 適用

この規程は、会員が法令又は定款若しくは規約に違反し、本会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失墜する行為があった場合について適用する。

## 3. 種類

懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 注意
- (2) 戒告
- (3) 役員解任
- (4) 退会勧告
- (5) 除名

## 4. 懲戒

- (1) 懲戒は、本会会長（以下「会長」という）がこれを行う。
- (2) 前条第1号から第4号までの懲戒は、理事会に、同条第5号の懲戒は、総会にはかり、その承認を得なければならない。

## 5. 綱紀委員

本会は、この規程の円滑な運営を図るため、総務委員会の中に綱紀委員を置く。

## 6. 懲戒書

- (1) 本会は、懲戒する会員の氏名、懲戒の種類及びその理由を記載した書面を作成し、会長の署名押印を得なければならない。
- (2) 前項の懲戒書は、本人に交付し、事務局にその謄本1通を保存する。

## 7. その他

この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 8. 規程の改廃

この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

## 附則

1. この規程は、平成24年4月2日から適用する。
2. この規程は、令和3年4月18日に改定し、適用する。